

回 覧

2021年9月20日

会員各位

松風台自治会長 行正 龍昭

「赤い羽根共同募金」協力のお願い

日頃は自治会活動へのご協力に感謝申し上げます。
赤い羽根共同募金の協力依頼が来ました。自治会として下記日程で募金活動に取り組みますのでご協力よろしくお願ひいたします。

【赤い羽根共同募金の募金活動について】

募金期間： 10月1日(金)～10月16日(土)

募金方法： 「赤い羽根共同募金」専用の封筒を回覧板に付けます。手渡しで回してください。

- * 領収書は個別に発行しません。
- * 募金は寄付者の自発的な判断でなされるもので強制されるものではありません。

【班長さんへご連絡】

10月23日(土) 10時～12時 自治会館

徴収された募金を、自治会館へ持参いただき、会計にお渡しく下さい。

以上

ちがさきだより

神奈川県共同募金会茅ヶ崎市支会
(社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会内)
〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町13-44
TEL:0467-85-9650 FAX:0467-85-9651

昨年、皆さまからお寄せいただいた共同募金の寄付金額とその用途について次の通りご報告いたします。



令和2年度の共同募金寄付金総額 22,787,217円



赤い羽根募金

14,696,927円



◆社会福祉協議会へ 4,587,910円
市内にある13地区社会福祉協議会を通じて、地域福祉の活動のために役立てられています。

◆民間社会福祉施設・団体へ 4,340,000円



- ・(福)ひざしの丘 湘南つつみ苑
- ・(福)翔の会 STUDIO UZU
- ・(特)トムトム とむ郎

／送迎用車両の購入

・(特)UCHI うち
／共有スペーストイレ、浴室改修

- ・(特)ワーカーズ・コレクティブ心
- ・(特)ワーカーズ・コレクティブほっぺ
- ・(特)湘南シニアサービス

／在宅福祉サービス実施のために

※募金額との差額につきましては県内の社会福祉施設や団体への配分、大規模災害に備えた準備金として拠出されました。

あたたかいご支援を
ありがとうございました。

年末たすけあい募金

8,090,290円

◆民生委員にご協力いただき、経済的にお困りの方や在宅で介護されている方への慰問金をお配りしました。

◆地域活動支援センター等の活動費として配分しました。

地区社会福祉協議会とは？
皆さまの身近なところで福祉活動を進めている団体です。

★コロナ禍における共同募金の緊急対応事業★

臨時休校や、緊急事態宣言を受けて、孤立することが憂慮される子どもやその家族を支える活動を応援しています！



幸町子ども食堂「おいしいね」



共同募金PR大使
野毛山動物園のグレイビーシマウマ
「ココロ」

寄付金が配分されるまで



民間福祉団体からの配分申請を受け付けます。

4月中旬～6月末



募金期間中、各方面へ使途計画を公表して、寄付金を募集します。

10月1日～



配分委員会で配分申請事業の内容を審査し、委員18名が分担して施設の実地調査も行います。

11月～翌年2月末



地域の代表・各界の代表で構成されている理事会・評議員会で配分を決定します。

翌年3月中旬



配分決定を受けた福祉団体による、さまざまな福祉活動が展開されます。

翌年4月～

令和3年度共同募金運動の全国共通テーマは「つながりをたやさない社会づくり」です。

新型コロナウイルス感染への対応が長期化し、たくさんの方々がさまざまな形での支援を必要としています。生活に困窮されている方、居場所を失い孤立している方、生活や教育環境の変化を余儀なくされている子どもたち。

私たちはいま未曾有の事態に直面し、人と人との接する機会を制限される中、失いかけている「つながり」や「支え合い」の大切さに気づかされました。さらに、近年、国内では毎年記録的な大雨等により大規模災害が発生し、多くの方々が避難生活を余儀なくされるなど、誰もが住み慣れた町で安心して暮らしていきたいという当たり前の願いが、一層深まっています。

ことしの共同募金運動は、昨年から継続して「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、緊急的な対応が求められているコロナ禍での支援事業や災害支援事業とともに、神奈川県内の地域福祉を推進してまいります。



©SHONAN BELLMARE ©1993 SHONAN, BM

Bellmare

★湘南ベルマーレは赤い羽根共同募金を応援しています!

共同募金ってなに?

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では、皆さまがお住みの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、募金の使いみちなどが「社会福祉法」で定められています。

共同募金って何に使われるの?

募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。

募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備などへの支援をはじめ、コロナ禍での緊急支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。



募金なのに、どうして目標額があるの?

地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められているからです。

募金は任意ですが、地域福祉を応援するためにご協力をお願いします。



税制の特典があります!

- 個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。
※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
- 法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。(詳しくは、本会までお問い合わせください)
- 共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanett>
- 社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報を適正に取り扱います。●寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。
〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター6階 電話 045-312-6339

「令和3年度の目標額は12億円」

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします!

[募集期間] 10月1日~3月31日 (※)

※新型コロナウイルス感染症の社会的な影響を踏まえて、例年の募金期間である10月1日から12月31日までの3カ月間に加えて、翌年3月末までの6カ月間を募金期間として実施いたします。

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金

